# 消費税研修「インボイス制度の基礎と免税事業者対応」

# 目次

はじ	こめに	2
Ι.	導入スケジュール	3
	導入準備編	
Ⅲ.	交付実践編	. 15
IV.	受領実践編	. 20
V.	消費税額の計算方法編	. 28
VI.	免税事業者対応	. 30
VII.	まとめ	. 34
	N I T	



日 時:令和4年9月5日(月)13時30分~15時20分

場 所:税理士会ビル2階大ホール 講 師:税理士 加 藤 久 也

許可なく複製することを禁じます。

# はじめに

適格請求書等保存方式が導入される令和 5 年 10 月 1 日まで、あと 1 年となりました。 『取引先から「適格請求書発行事業者の登録通知書」を提出するように依頼があった。』と の声を関与先から聞くことも増えてきたと感じています。

その一方で、私たち税理士もどのように対応したらよいか迷うことも多いように思います。特に免税事業者との取引についてどのような方針で対応するかなど解決していくべき問題は山積しています。

この研修では、適格請求書等保存方式に関して、税理士が検討すべき内容や関与先に説明すべき事項についてポイントを絞って解説します。

この研修資料では、国税庁が公表する以下の資料について略号で示しています。原文は、 国税庁ホームページなどに公開されていますから、ご参照いただくときは、「資料名 国税 庁」などと検索してください。

図表 1 略号一覧表

略号	資料名
QA	「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関す
	る Q&A」(平成 30 年 6 月 (令和 4 年 4 月改訂)、国税庁軽減税率・
	インボイス制度対応室)
概要	「適格請求書等保存方式の概要-インボイス制度の理解のために-」
	(令和3年7月、国税庁)
経理関係 QA	「令和3年改正消費税経理通達関係Q&A」(令和3年2月、国税庁)
リーフレット	「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入
	されます(リーフレット)」(平成30年4月(令和2年6月改訂)、国
	税庁)
改正消費税法	平成 28 年法律第 15 号による改正消費税法
改正消費税法施	平成 30 年政令第 135 号による改正消費税法施行令
行令	
インボイス通達	消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する
	取扱通達(平成30年6月6日最終改正令和2年4月1日課軽2-1)
軽減手引き	消費税軽減税率制度の手引き(令和3年8月版、国税庁)

# I. 導入スケジュール

### 1. 適用開始日

適格請求書等保存方式は、令和5年10月1日から開始されます。

適用開始日以後の課税仕入れ等については、適格請求書等の保存が必要とされます。課税 期間単位ではなく、この日から始まることに注意が必要です。

### 2. 登録申請期限

適用開始日から適格請求書発行事業者となるには、原則として<u>令和5年3月31日(※)</u> までに申請書を提出する必要があります。

ただし、<u>困難な事情</u>がある場合は、<u>令和 5 年 9 月 30 </u>旦までに提出すれば、令和 5 年 10 月 1 日に登録を受けたものとみなされます。(改正令附則 15)

なお、「困難な事情」については、その困難の度合いは問わないこととされています。(インボイス通達5-2) ③「困難な事情」を必ず申請書に記載する。

(※) 特定期間における課税売上高又は給与等の支払額が 1,000 万円を超えたことにより課税事業者となる場合(法9の2①) は<u>令和5年6月30</u>日まで。

図表 2 適格請求書等保存方式の導入予定(筆者作成)

制度適用開始令和5年10月1日

区分記載請求書等保存方式 適格請求書等保存方式
申請書提出期限令和5年3月31日

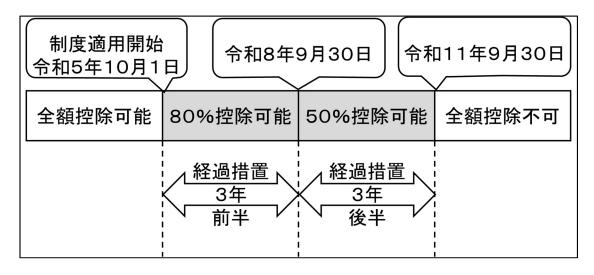
# 3. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者、登録を受けていない課税事業者) からの課税仕入れについては、仕入税額控除の適用要件とされる適格請求書等の交付を受 けることができないことから、仕入税額控除の適用を受けることができません(改正消費税 法30条7項)。

ただし、<u>令和5年10月1日から令和11年9月30日まで</u>は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の80%または50%を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

この経過措置の特例の適用を受けるためには、「帳簿」には、個々の取引ごとに「80%控除対象」、「免税事業者からの仕入れ」などと記載するか、「☆」などの記号を付し、別に「☆は、80%控除対象」などと表示することにより経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載する必要があります。また、「請求書等」については、区分記載請求書等と同様の記載事項が必要となります。(QA問 89)

図表 3 仕入税額控除に係る経過措置 (筆者作成)



# Ⅱ. 導入準備編

ここでは基礎知識に加え、適格請求書等保存方式が導入されるまでに行う準備について 確認していきます。

### 1. 制度の仕組み

### (1) 仕入税額控除の書類保存要件の改正

適格請求書の交付が必要となるのは、消費税法 30 条 7 項において保存が必要とされる帳簿および請求書等のうち、「請求書等」について改正され、仕入れに係る消費税額の控除の規定の適用を受けるためには、「適格請求書」の保存が必要とされたためです。では、改正された消費税法の条文を確認してみましょう(引用文中の下線は、筆者が付しました。以下同じ。)

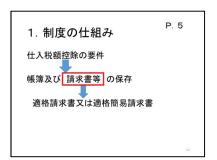
### 改正消費税法 30条7項

第一項(筆者注:<u>仕入れに係る消費税額の控除)の規定は、</u>事業者が当該課税期間の課税 仕入れ等の税額の控除に係る<u>帳簿及び請求書等</u>(請求書等の交付を受けることが困難で ある場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他の政令で定める場合における当 該課税仕入れ等の税額については、帳簿)<u>を保存しない場合には、当該保存がない課税仕</u> 入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。 (以下省略)

### 改正消費税法 30条9項

第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類及び電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。第二号において同じ。) <u>をいう。</u>

一 事業者に対し課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。次号及び第三号において同じ。)を行う他の事業者(適格請求書発行事業者に限る。次号において同じ。)が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する適格請求書又は適格簡易請求書(以下省略)



# (2) 適格請求書発行事業者

適格請求書発行事業者とは、課税事業者で適格請求書発行事業者として登録された事業者をいいます。消費税法の条文で確認しましょう。

改正消費税法2条1項7号の2

適格請求書発行事業者 第五十七条の二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。

# 改正消費税法 57条の2第1項

国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であって、第五十七条の四第一項に規定する適格請求書の交付をしようとする事業者(<u>第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。</u>)は、税務署長の登録を受けることができる。

# 2. 納税義務と適格請求書発行事業者の登録

前章で確認した通り、適格請求書発行事業者として登録の申請をすることができるのは、 消費税の課税事業者に限られます。免税事業者は、登録の申請をすることはできません。つ ぎの図表で納税義務と適格請求書発行事業者の登録の関係について確認しましょう。

図表 4 納税義務と適格請求書発行事業者の登録(筆者作成)

納税義務	適格請求書発行 事業者の登録	適格請求書の交付 義務	備考
課税事業者	登録する	交付義務あり	
	登録しない	交付できない	あえて登録しない事業者
免税事業者	登録できない	交付できない	登録できない

### 3. 適格請求書発行事業者となるための手続き

適格請求書発行事業者として登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、適格請求書を交付することができる事業者として登録を受ける必要があります。申請書の様式を以下に示します。

### (1) 適用開始日から適格請求書発行事業者となるための登録申請書の提出時期

適用開始日である令和 5 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者となるには、原則として 令和 5 年 3 月 31 日 (特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超えることにより課税事業者となるときは令和 5 年 6 月 30 日)までにこの申請書を提出する必要があります。

また、上記の期限までに提出できなかったことにつき<u>困難な事情</u>がある場合には、<u>令和5</u> <u>年9月30</u>日までに提出することとなります。また、困難の度合いは問わないこととされています。(QA 問 7)

### (2) 適用開始日から適格請求書発行事業者となる免税事業者に対する特例

### ① 課税事業者選択届出書の提出不要(QA 問 8)

免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日※の属する課税期間 中に登録を受けることとなった場合には、登録日(令和 5 年 10 月 1 日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和 5 年 10 月 1 日から生じることとなります。) から課税事業者となる経過措置が設けられています(28 年改正法附則 44 条 4 項、インボイス通達 5-1)。この特例の適用を受ける場合には、課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。

② 適用開始日から課税事業者とされる(QA問9)

この特例の適用を受けることにより、課税期間の中途であっても登録日から課税事業者となります。

※ 令和4年度税制により、「免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとする。」とされました。

### (注) 郵送により提出する場合の宛先

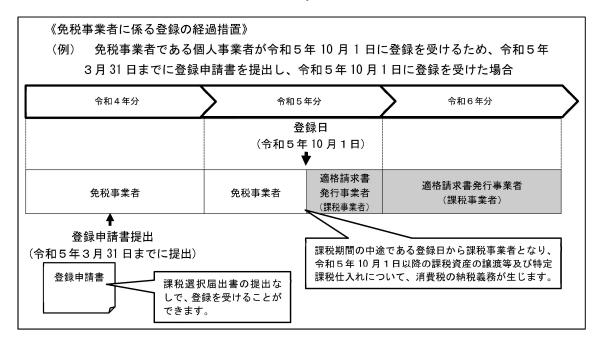
適格請求書発行事業者の登録申請書、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書、適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書を<u>文書で提出する場合</u>には、インボイス登録センターに郵送します。

☞ 名古屋国税局インボイス登録センター

〒461-0001 名古屋市東区泉1丁目17番8号

電話番号052-747-4068

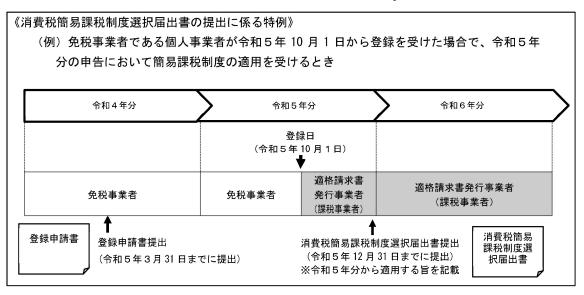
図表 5 免税事業者に係る登録の経過措置(QA問9)



# ③ 簡易課税制度選択届出書の提出時期(QA 問 10)

免税事業者が令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間中 に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられ ています(28 年改正法附則 44 条 4 項、インボイス通達 5-1)。この経過措置の適用を受け る事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける 旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を。納税地の所轄税務署長に提出した場合 には、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。(改正令附則 18)

図表 6 消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例(QA問 10)



第1-(1)号様式		国内事業者用
j	窗木	巻請求書発行事業者の登録申請書
/ 収受印 /		[1/2]
令和 年 月 日		(フリガナ) (〒
		本店又は
	申	主 た る 事 務 所     の 所 在 地       (電話番号 )
		(フリガチ) (〒 - )
		納 税 地
	請	(電話番号 - ) ー (フリガナ) ー ー <b>ー</b>
	者	れ
	18	(法人の場合) 代表者氏名
税務署長殿		
	の事項	「「 ( ◎ 印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホームページで
公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団	等を阿	<b>間</b>
		登録番号及び登録年月日が公表されます。 公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。 
(平成28年法律第15号) ※ 当該中請書は、同	第一	書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律 5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定に 以前に提出するものです。
		この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。
事 業 者 区	分	□ 課税事業者 □ 免税事業者  ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。
令和5年3月31日(特定期 判定により課税事業者とな 合は令和5年6月30日)ま この申請書を提出することが なかったことにつき困難な がある場合は、その困難な	るででで事情	
税 理 士 署	名	
		(電話番号 )
※   整理     税   番号     務		部門     申請年月日     年月日       番号     申請年月日       年月日       ※※ 個人番号カード/通知カード・海底免許証
署 处 理	年	月 日 番号 <u> </u>
型 録 番 号 T   注意 1 記載要領等に留意の	  :、言	
2 税務署処理欄は、記	載しな	

第1-	- (1) 号様式次葉		国内事業者用
	適格請求	書発行事業者の登録申	∄請書(次葉)
			[2/2]
	該当する事業者の区分に応	氏名又は名称 広じ、□にレ印を付し記載してください	
免	部を改正する法律(平成2	28年法律第15号)附則第44条第4項の	税期間中に登録を受け、所得税法等の一 規定の適用を受けようとする事業者
税		税義務の免除の規定の適用を受けない 	<b>和                                    </b>
事	個人番号		# A B B B B B B B B B B B B B B B B B B
業	事生年月日(個業人)又は設立	1 別滑・2 大田・3 昭和・4 平成・5 学和	法人 事 業 年 度 のみ 至 月 日
者	内 年月日(法人)	年 月 日	記載資本企門
の	等事業内容		登録希望日 令和 年 月 口
稚		・ 択)届出書を提出し、納税義務の免除。	課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日 までの間のいずれかの日
認	規定の適用を受けないこ ようとする事業者	ととなる課税期間の初日から登録を受	け 令和 年 月 日 <b>ま</b>
	課税事業者です。		7.00 T
登		寺点において、免税事業者であっても、 事業者に該当する場合は、「はい」を選抜	
録	納税管理人を定める必要の (「いいえ」の場合は、次	ない事業者です。 の質問にも答えてください。)	□ はい □ いいえ <b>{</b>
要	(納税管理人を定めなければならない。 「関本は業者」 図内にいるかる	い場合 (国税通則法第117条第1項) び居所 (事務所及び事業所を除く。) を有せず、	マルカー カル・シェ州 4
件		の名所(事務所及い事業所を称く。)を有とす、 る事務所を有しない法人で、国内にその事務所及に	
Ø		ます。 境管理人届出書の提出日を記載してください。 提出日:令和 年 月 日)	□ はい □ いいえ
碓	消費税法に違反して罰金以上 (「いいえ」の場合は、次の質問	:の刑に処せられたことはありません。 別にも答えてください。)	□ ない □ いいえ
認	その執行を終わり、又は執います。	行を受けることがなくなった日から2年	を経過して 口 はい 口 いいえ
参			
考			
#			
項			

第9	号様式																	
		,			消	費稅	簡	易	課	税	制度	選	択	届 出	書			
		収受	印 `}		ı	- (	17 78 7	<u> </u>										
令	和	年	月	日			リガナ	-	(〒		-	)						
					,	届 納	税	地					(電話	香号	_		_	)
						出 (フ	リガナ	-)										
						氏 名	5 又											
		£.	4 vb 199	E ET		者 代表	者 氏		《個人《	の方は個丿	、番号の記	戦は不要*	です。					
			说務署:					号					1	ı			l_	
	下記					法第37条3等の一部												
					€第	1項に規定						ナたいの				-		_
(1)			課税其				令和 へた		年 ——	<u>月</u>			至	つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	年	<u>月</u>		3
2	_		準期			自	令和		年	月	日		至	令和	年	月		1
3	1		克克上		(-	事業の内容	<u>\$)</u>									(事業	F (区分)	<del>"</del>
事	業	内	容	等												第	種	事業
						のイ、ロ又/ 「はい」の場					目を記載	してくだ	<b>ごさい</b> 。	)	は	いロ	いいき	₹ 🗆
						消費税法第 規定により				1	<b>果税事業</b>	皆となっ	た日		令和	年	Л	H
			-1		投げしている場合		課稅					5日までの版 存を行ってい		した各課税	はい			
						消費税法第1 に規定する は同法第129	「新設法	ま人」 メ			設立	年月日			令和	年	月	Ħ
					規注で、消費等での	規定する「 法人」に該 ていた) 場	特定新 当する	規設立	<b>基準</b>	期間がない 仕入れ等を	、事業年度 と行ってい	に含まれ ない	る各課種	説期間中に記	周軽対象	固定資産の	はい	
						消費税法第	12条の			仕入	れ等を行	った課種	見期間の	つ初日	令和	年	月	B
						項に規定す 資産の仕入 ている場合	れ等」	を行っ	A					明問」は、高 引日以後 3 <sup>4</sup>			はい	П
提	出要	件	の確	認		の規定の適 合)	用を受	ける場	}		期間までの れ等を行				平成	年	月	
						仕入れ等を 類特定資産	テった資 こ該当す	産が高る場合			等が完了				令和	年		
						はAの欄を 特定資産に は、Bの欄	該当する	る場合	В	この届出	こよる①の	適用開	始課税則	期間」は、日	自己建設	高額特定資		
						してくださ	.,,			円以上と 等が完了	なった課税 した課税期	期間の初 間の初日	日から、 以後3年	を払対価の名 自己建設で 日を経過する	高額特定	資産の建設	はい	
						※ 消費税法	第12条0	)4第2			各課税期間 場合は、/			おり記載し	てくださ	V\.		
						※ 消費税法 1「自己建設 2「仕入れ等」 産の建設等に	高額特定を要求	官資産   と   は、 上入れ等	を消費に係る	間整対象日 関税法第36 支払対価	己建設高額条第1項2	資産  と現 (資産 ) と (資産 ) と (関係 ) 1 で (関係 ) に関係 ) 1 で (関係 ) に関係 ) 1 で (関係 ) に関係 ) 1 で (関係 ) 1 で (関	: 読み替. [の規定の   万円以.	える。 の適用を受け 上となった。	けた」と 」は、「	、「自己建 調整対象自	設高額特  己建設高	定資 額資
						産について消	提出し	た課税基	期間が	、上記イ	ロ又はハ	に記載の	各課税	期間である	場合、こ			
_						った課税期間 提出はなかっ									・11 ソ さ	、原則と	U ( _ (V))	써ഥ함
参	芍		事	項														
税	理	士	署	名									(電話	香号	_			)
※ 税	整	理番号	7				$\overline{}$	引음	門番-	号				· · · · ·				
務署	届出	年月	Ħ		年	月	Ħ	入元	力処理	理	年	月	Ħ	台帳生	整理	年	月	Ħ
処理	通	·信 F 年	月月		確認		番号確認											
注流		. 裏面	の記載	大要句	頁等	に留意の上	、記載	してく	くださ	z Λ ν°								
	2	. 税務	医署処理	担欄に	ţ、 ˈ	記載しない	でくだ	ごさい。										

# 適格請求書発行事業者の登録通知書 あなたから令和3年10月1日付で提出された適格請求書発行事業者の登録申請に基づき、以下の通り登録しましたので、通知します。 登録年月日 令和5年10月1日 登録番号 T4-8109-2821-2044 氏名 加藤 久也

# 公表事項の公表申出







# 4. どの書類を適格請求書等とするか

適格請求書は、従来発行している区分記載請求書等に必要な記載事項を記載すればよく、 新たに別の書類を作成する必要はありません。したがって、関与先と一緒に現状作成し取引 先に交付している書類を洗い出し、検討する必要があります。

また、それらの書類をどのように作成しているか、たとえば請求書発行システムを利用して作成しているか、オリジナルの様式(Excel などで作成している)か、それとも手書きかによって対応の仕方が変わります。これらの検討を詳細にしておくことが重要だと思います。具体的な記載方法は、交付実践編でみます。

- 請求書を適格請求書とする。
- 領収書を適格請求書とする。
- 請求書と納品書を組み合わせて、適格請求書とする。
- すべての請求書を適格請求書とするか、要求された取引先のみ適格請求書を交付する こととするか。

また、適格請求書等の交付を受ける売上先とどの書類を適格請求書とするか打合せ(または、通知すること)も重要です。

図表 7 どの書類を適格請求書とするか組み合わせ例(筆者作成)

売上先	事業者が多い	どちらともいえない	消費者が多い
どの書類を適格請求	請求書	請求書?	領収書
書とするか	請求書+納品書	領収書?	
交付の仕方	すべて適格請求書と	すべて適格請求書と	求めに応じ適格請求
	して交付する	して交付する?	書を交付する

図表 8 販売先による考え方 (「中小企業・小規模企業のためのインボイス制度対策」日本 商工会議所作成資料 13 頁より転載)

販売先 の区分 事業者と 一般消費者が混在 事業者のみ 一般消費者のみ 建設業・製造業等 飲食店・タクシー等 学習塾・ゲームセンター等 白社の 学習塾 建設業(ひとり親方) 事業者への販売(例えば、飲食店での法人の接待利用など)の多寡によって、インボイス発行事業者になることを 販売先に事業者がいな インボイス発行事業者 になることを検討する い限り、インボイス発 行事業者になる必要は 基本的な 対応方針

≪販売先による考え方≫

# 【参考】取引先への登録番号の通知とご依頼に関する文書例

 $20 \times \times$ 年 $\times \times$ 月 $\times \times$ 日

○○○○○○○○○○御中

会社名

適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

### 拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く 御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書、等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号 等について、弊社までご連絡をお願い申し上げます。

何卒ご主旨をご理解賜り、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊社登録番号

Txxxxx xxxxx

2. 課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼

課税事業者の場合、貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問い合わせ 先まで、ご連絡願います。

また, 課税事業者以外(免税事業者等)の場合は, その旨, ご連絡をお願い致 します。

もし、適格請求書発行事業者登録番号の取得が未だの場合は、2023年3月31日までに登録を申請し、2023年5月31日までにご連絡をお願い致します。

3. 問合せ先

部署 氏名

住所/電話番号/メールアドレス

以上

(出典:一般社団法人日本加工食品卸協会「インボイス制度対応—企業間取引の手引き」 (一部筆者改変))

# Ⅲ. 交付実践編

ここでは、実際に適格請求書等を交付する際の留意点について確認します。

### 1. 適格請求書の交付義務

### (1) 交付義務

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付する義務が課されていますが、全ての取引 について交付義務があるわけではなく、<u>課税事業者から交付を求められたときに交付すれ</u> ばよいことになっています。

たとえば、青果小売業を営む事業者の顧客のほとんどは消費者で、まれに飲食店を営む事業者が購入するような場合には、交付を求められたときのみ適格請求書を発行し交付することも認められます。または、適格簡易請求書(後述)の記載事項が印字されたレシートをレジから発行し、すべての取引相手に適格請求書等を交付することも考えられます。現状に合わせて、負担のない方法を検討するとよいでしょう。

関連する条文を確認しておきます。

### 改正消費税法 57条の4第1項

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。)を行った場合(第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合、第十七条第一項又は第二項本文の規定により資産の譲渡等を行ったものとされる場合その他政令で定める場合を除く。)において、当該課税資産の譲渡等を受ける他の事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条において同じ。)から次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類(以下この条から第五十七条の六までにおいて「適格請求書」という。)の交付を求められたときは、当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書を当該他の事業者に交付しなければならない。ただし、当該適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等として政令で定めるものを行う場合は、この限りでない。

# (2) 交付義務の免除

適格請求書発行事業者には、課税事業者からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されていることを確認しました。しかし、適格請求書の交付が困難な取引についてはその交付義務が免除されることとされています。

図表 9 【交付義務が免除される取引】(QA 問 32、改正消費税法施行令 70条の 9第2項)

	名称/QA 問番号	内容
1	公共交通機関特例	3 万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客
	問 33, 34, 35	の運送
2	卸売市場特例	出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売(出荷者
	問 36	から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限り
		ます。)
3	農協特例	生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託し
	問 37	て行う農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式に
		より生産者を特定せずに行うものに限ります。)
4	自動販売機特例	3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商
	問 38	品の販売等
(5)	郵便切手特例	郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポスト
		に差し出されたものに限ります。)

# 2. 適格請求書の写しの保存

従来、請求書等、区分記載請求書等を発行した場合について、その写しの保存義務は課されていませんでしたが、適格請求書発行事業者には、交付した適格請求書等の写しの保存が 義務付けられました。条文で確認しておきましょう。

### 改正消費税法 57条の4第6項

適格請求書、適格簡易請求書若しくは適格返還請求書<u>を交付し、又はこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、</u>政令で定めるところにより、<u>これらの書類の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。</u>この場合において、当該電磁的記録の保存については、財務省令で定める方法によるものとする。

# 3. 適格請求書の作成方法

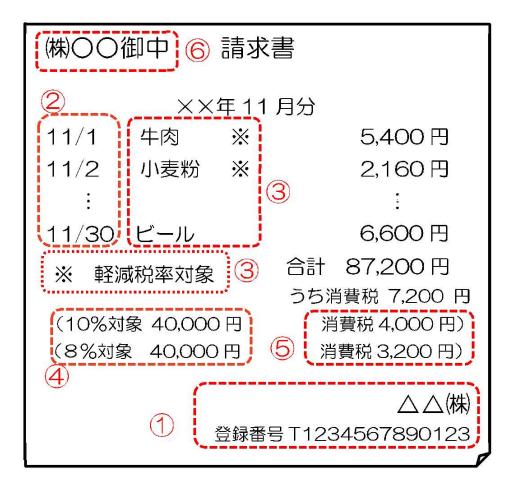
# (1) 記載しなければならない事項

下線を付した項目は、区分記載請求書の記載事項に追加される事項を示します。①の登録番号以外は、現行でも記載されている場合も多いと思いますから、個々の事業者の現況について把握しながら検討するとよいでしょう。

### 【適格請求書の記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

図表 10 適格請求書の記載事項(リーフレットより転載)



### 4. 適格簡易請求書について

# (1) 適格簡易請求書を交付することができる事業

適格請求書発行事業者が不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う、つぎに掲げる 事業については、適格請求書に代えて、適格請求書に比べ記載事項を簡易なものとした適格 簡易請求書を交付することができます。適格簡易請求書を発行することができる事業は、現 行、請求書等の受領者の氏名又は名称の記載を省略することができる事業と同様の範囲で す。

【適格簡易請求書を交付することができる事業】 (QA 問 24、改正消費税法 57 条の 4 第 2 項、改正消費税法施行令 70 条の 11)

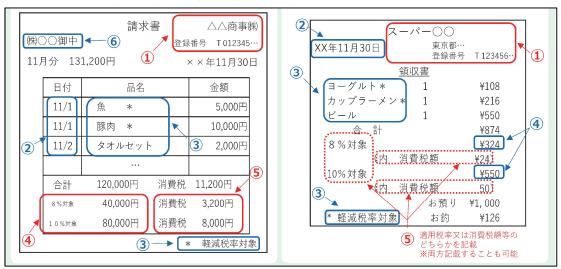
① 小売業、② 飲食店業、③ 写真業、④ 旅行業、⑤ タクシー業、⑥ 駐車場業 (不特定かつ多数の者に対するものに限ります。)、⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

### (2) 適格簡易請求書の記載事項

適格簡易請求書では、適格請求書の記載事項のうち、適用税率又は消費税額のいずれかと 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称を省略することができます。比較表で確認しま しょう。

図表 11 適格請求書と適格簡易請求書の記載事項の比較(QA 問 47 の表をもとに筆者作成)

HX.)	
適格請求書	適格簡易請求書
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称	同左
及び登録番号	
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	同左
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務	同左
の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産	
の譲渡等である場合には、資産の内容及び	
軽減対象資産の譲渡等である旨)	
④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込	④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込
価額を税率ごとに区分して合計した金額及	価額を税率ごとに区分して合計した金額
び適用税率	
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等	⑤ 税率ごとに区分した <u>消費税額等又は適</u>
	用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は	不要
<u>名称</u>	

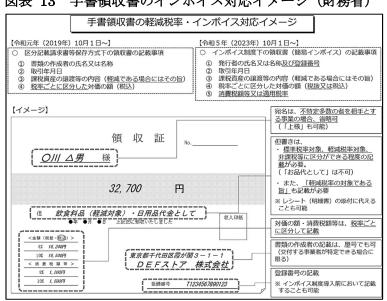


図表 12 適格簡易請求書の記載例(概要 6 頁)

### (3) 上様領収書、宛名欄が空欄とした領収書

前述した通り、適格簡易請求書については、⑥の書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称を記載しなくてもいいことが最大のメリットだと思われます。ここで留意しておきたいのが「上様領収書」です。適格簡易請求書を交付することができる場合には、宛名欄を「上様」と記載して交付しても構いません。

しかし適格簡易請求書を交付することができない事業を行う事業者において、宛名欄を「上様」と記載して交付した場合には適格請求書の記載事項を満たさないこととなるため、 適格請求書を修正して発行しなおす必要が生じます。同様に、宛名欄を空欄のまま交付する こともできません。



図表 13 手書領収書のインボイス対応イメージ(財務省)

# Ⅳ. 受領実践編

ここでは、適格請求書等を受け取る際の留意点について確認します。

### 1. 受領時のチェックポイント

# (1) 記載事項

適格請求書および適格簡易請求書に記載すべき事項は、図表 14 に示した通りです。適格 請求書または適格簡易請求書について必要な記載事項が記載されているか受領時に確認す る必要があります。特に手書きの場合には、必要な項目についてすべて記入されているか受 領時に必ず確認するようにしましょう。

現行、区分記載請求書等の記載事項のうち、税率ごとに区分して合計した対価の額(税込み)及び軽減税率の対象品目である旨について記載がないときは、受領者がこれらについて追記できることとされていますが、適格請求書等について受領者が、不足する記載事項について追記することは一切できません。したがって、記載事項に不備がある場合には、改めて修正した書類を再発行してもらう必要が生じます。

図表 14 適格請求書受領時チェックリスト (筆者作成)

	チェック内容	原則	簡易
1	宛名が記載されている。	0	_
2	年月日が記載されている。	0	0
3	内容が記載されている。	0	0
4	適用税率が記載されている。	0	Δ
5	税率ごとの金額(税抜きor税込み)が記載されている。	0	0
6	税率ごとの消費税額等が記載されている。	0	Δ
7	発行者の名称が記載されている。	0	0
8	発行者の登録番号 (Tから始まる13ケタの番号)	0	

○:必要。△:どちらか必要。-:不要。

### (2) 適格請求書発行事業者かどうかの確認

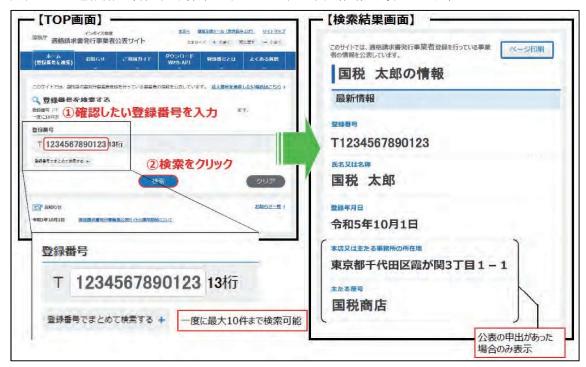
既に確認したとおり、適格請求書等は適格請求書発行事業者以外が発行することはできません。書類の発行者が適格請求書発行事業者として登録されているか否かについては、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト(令和3年10月運用開始)」で確認することができます。

検索した結果、該当する公表事項がない、請求書等の記載事項と異なる事項が表示される 場合には、当該適格請求書等に記載された登録番号が誤っている可能性もあることから、交 付事業者に確認する必要があります。

図表 15 適格請求書発行事業者公表サイトで確認できる事項(軽減手引き 71 頁)

	確認できる事項
1	適格請求書発行事業者の氏名又は名称
2	法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
3	登録番号
4	登録年月日
(5)	登録取消年月日、登録失効年月日
*	公表の申し出があった場合に追加で公表される項目
	個人事業者:主たる屋号、主たる事務所の所在地等
	人格のない社団等:本店又は主たる事務所の所在地

# 図表 16 適格請求書発行事業者公表サイト表示例(軽減手引き 71 頁)



# 2. 仕入税額控除の要件

課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が 3 万円未満の課税仕入れについては、従来帳簿のみの保存があれば仕入税額控除の適用を受けることができました(消費税法30条7項、消費税法施行令49条1項1号)が、適格請求書保存方式が導入されることに伴いこの取り扱いは廃止されます。したがって、Ⅲ. 2. (2) 交付義務が免除される場合、およびIV. 3. 適格請求書等の保存なしに仕入税額控除可能な場合以外、適格請求書等の保存が必要となります。

### 3. 適格請求書等の保存なしに仕入税額控除可能な場合

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

図表 17 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引(QA間82、改正消費税法施行令49条1項、改正消費税法施行規則15条の4)(筆者作成)

区分	内容	QA
①公共交通機	適格請求書の交付義務が免除される 3 万円未満の公共交通機関	83
関	による旅客の運送	
②入場券等	適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載さ	
	れている入場券等が使用の際に回収される取引(①に該当するも	
	のを除きます。)	
③古物営業	古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物	84
	(古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。) の	
	購入	
<b>④</b> 質屋	質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物 (質屋	
	を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。)の取得	
⑤宅地建物取	宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者から	
引業	の建物 (宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限	
	ります。)の購入	
⑥リサイクル	適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品(購	
	入者の棚卸資産に該当するものに限ります。)の購入	
⑦自動販売機	適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及	
	び自動サービス機からの商品の購入等	
⑧郵便切手類	適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とす	
	る郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限りま	
	す。)	
⑨従業員等	従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅	85
	費、宿泊費、日当及び通勤手当)	86

### 4. 事例検討

(1) 口座振替・口座振込による家賃の支払の場合(QA問79)

### 【間】

当社は、事務所を賃借しており、口座振替により家賃を支払っています。不動産賃貸契約書は作成していますが、請求書や領収書の交付は受けておらず、家賃の支払の記録としては、銀行の通帳に口座振替の記録が残るだけです。このような契約書の締結後に口座振替等により代金を支払い、請求書や領収書の交付を受けない取引の場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどうすればよいですか。

### 【答】

通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要です。この点、適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、相手方(貸主)から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。

なお、適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすことになりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ご質問の場合には、適格請求書の記載事項の一部(例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項)が記載された契約書とともに通帳(課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの)を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、口座振込により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された<u>契</u>約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

なお、このように取引の都度、請求書等が交付されない取引について、取引の中途で取引の相手方(貸主)が適格請求書発行事業者でなくなる場合も想定され、その旨の連絡がない場合には貴社(借主)はその事実を把握することは困難となります(適格請求書発行事業者以外の者に支払う取引対価の額については、原則として、仕入税額控除を行うことはできません。)。そのため、必要に応じ、国税庁のホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」(令和3年10月運用開始予定)で相手方が適格請求書発行事業者か否かを確認してください。

# (参考) 令和5年9月30日以前からの契約について

令和5年9月30日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の記載が不足していた事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。

# 図表 18 口座振替の場合

記載事項	契約書	通帳
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	0	
② 課税資産の譲渡等を行った年月日		0
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等		
が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資	$\circ$	
産の譲渡等である旨)		
④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して		$\bigcirc$
合計した金額及び適用税率		O
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等	0	
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	0	

# 【通知書の例】(筆者作成)

消費税の適格請求書の記載事項に係る通知書(例)

# 株式会社A様

契約書、本通知書、振込金受取書を保存いただくことにより、適格請求書の要件を満たしますので、本通知をもって適格請求書の交付に代えさせていただきます。

項目	内容
適格請求書発行事業者名、登録番号	株式会社 B、T-1234567890123
取引年月日	振込金受取書をご利用ください。
課税資産の譲渡等の内容、適用税率	テナントの貸付け、10%
上記の対価の額 (税抜き)	月額 100,000 円
上記の消費税額及び地方消費税額	10,000 円

株式会社B

### (2) 立替金の取扱い (QA 問 78)

### 【間】

当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。

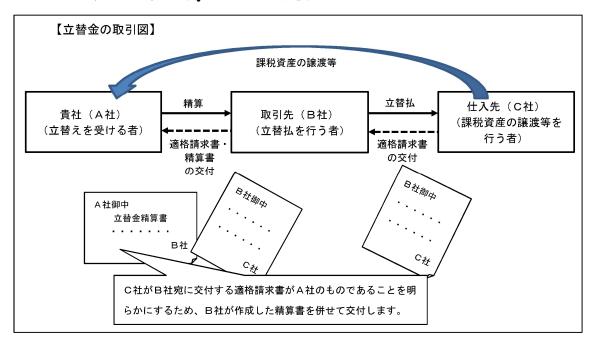
この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。【令和4年4月改訂】

# 【答】

貴社が、C社から立替払をしたB社宛に交付された適格請求書をB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。

ご質問の場合において、立替払を行ったB社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります(インボイス通達4-2)。

また、この場合、立替払を行うB社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、 C社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。(以下略)



図表 19 立替金の取引図(QA問 78より転載)

(3) カード会社からの請求明細書(質疑応答事例:現行)

### 【照会要旨】

法人カードを利用している場合には、カード会社から一定期間ごとに請求明細書が交付されますが、この請求明細書は消費税法第30条第9項《仕入税額控除に係る請求書等の記載事項》に規定する請求書等に該当するのでしょうか。

### 【回答要旨】

クレジットカード会社がそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成・交付した書類ではありませんから、消費税法第30条第9項に規定する請求書等には該当しません。

しかし、クレジットカードサービスを利用した時には、利用者に対して課税資産の譲渡 等を行った他の事業者が、「ご利用明細」等を発行しているのが通常です。

この「ご利用明細」等には、1 その書類の作成者の氏名又は名称、2 課税資産の譲渡等を行った年月日、3 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(当該課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)、4 税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額、5 その書類の交付を受ける者の氏名又は名称が記載されていることが一般的であり、そのような書類であれば消費税法第 30 条第 9 項に規定する請求書等に該当することになります。

### 【検討】

現行制度においても、クレジットカード会社がそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、消費税法 30 条 9 項(現行)に規定する「請求書等」に該当しないため、利用者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が発行する「ご利用明細」等を保存しなければなりません。しかし、課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が 3 万円未満の課税仕入れについては、請求書等の保存がなくても帳簿の記載があれば仕入税額控除を認める規定(消費税法 30 条 7 項、消費税法施行令 49 条 1 項 1 号)があったため問題となりませんでした。前述した通りこの規定は、令和 5 年 10 月 1 日以後廃止されるため、クレジットカードにより決済を行った場合にも適格請求書等の交付を受ける必要があります。

### (4) 法人が役員に支払う家賃について

### 【事例】

法人が役員に支払う家賃について、役員の不動産収入に係る年間課税売上高が 1,000 万円以下であれば免税事業者とされ消費税の申告納付を行う必要はありません。一方、法人は仕入税額控除を受けているものと思います。では、インボイス制度が導入された場合、その役員は適格請求書発行事業者の登録をしたほうがよいのでしょうか。

### 【検討】

年間家賃を990万円(月825,000円)と仮定して試算してみましょう。

なお、法人の仕入れ税額控除の計算方式は原則とし全額控除されるものとし、役員は簡易課税を選択することを前提とします。

下表のとおり、経過措置適用期間中は適格請求書発行事業者とならず免税事業者を継続するほうが有利となります。

この事例以外でも、関連会社間の取引など、適格請求書発行事業者となるかどうかを適格請求書の受領側において決定できる場合には、詳細にシミュレーションする必要があります。

図表 20 適格請求書発行事業者の非登録、登録による比較表 (筆者作成)

	適格請求書発行事業者とならない		適格請求	文書発行事業 オ	者となる	
	法人の	役員の	未刊	法人の	役員の	差引
	控除額	納付額	差引	控除額	納付額	定り
100%控除	900,000	0	900,000	900, 000	0	900, 000
80%控除	720,000	0	720, 000	900, 000	540,000	360, 000
50%控除	450,000	0	450, 000	900, 000	540,000	360, 000
控除不可	0	0	0	900, 000	540, 000	360, 000

### 【法人の控除額の計算】

9,900,000 円× (10/110) = 900,000 円

100%控除:900,000 円×100%=900,000 円

80%控除:900,000 円×80%=720,000 円

50%控除:900,000 円×50%=450,000 円

# 【役員の納付額の計算】

① 売上げに係る消費税額

9,900,000 円× (100/110) ×10%=900,000 円

② 仕入れに係る消費税額

900,000 円×40% (みなし仕入れ率:第6種) =360,000 円

③ 納付税額

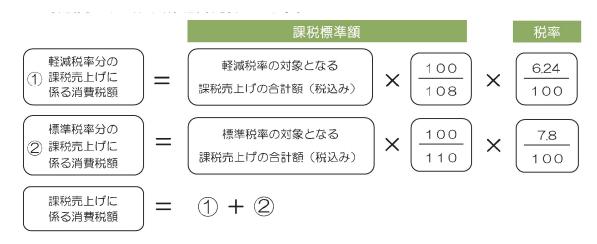
 $(1) - (2) = 540,000 \, \text{P}$ 

# V. 消費税額の計算方法編

# 1. 売上税額の計算

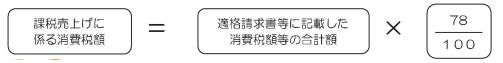
### (1)総額割戻し方式

申告書に記載する課税標準額に対する消費税額は、税率の異なるごとに区分した税込課税売上高を割り戻して課税標準である金額を計算し、税率の異なるごとに標準税率または軽減税率を乗じて算出した金額を合計する方法(以下「総額割戻し方式」という。)により算出した金額となります。



### (2) 適格請求書等積上げ方式

ただし、適格請求書発行事業者が、交付した適格請求書または適格簡易請求書の写しを保存している場合(電磁的記録のを保存している場合を含む)には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に 100 分の 78 を乗じる方法(以下「適格請求書等積上げ方式」という。)により算出した金額とすることができます。



また、取引先ごとまたは事業ごとにそれぞれ別の方式によるなど、総額割戻し方式と適格 請求書等積上げ方式を併用することができます。

### 2. 仕入税額の計算

### (1) 請求書等積上げ方式

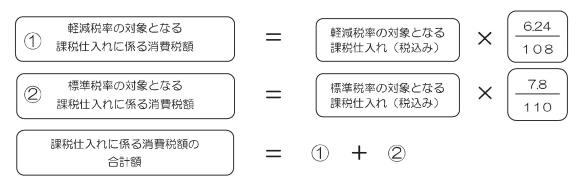
課税仕入れに係る消費税額は、適格請求書および適格簡易請求書に記載された消費税額等の金額の合計額に 100 分の 78 を乗じて算出した金額とされます。

### (2) 帳簿積上げ方式

課税仕入れの都度、課税仕入れ等の額(税込み)に110分の10(軽減税率の対象となる場合は、108分の8)を掛けて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨て又は四捨五入します。)を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載(計上)している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます。消費税額等の記載がない適格簡易請求書、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旅費などについては、この方法によることとなります。

### (3)総額割戻し方式

売上税額の計算を総額割戻し方式による場合には、課税仕入れに係る支払対価の額(税込金額)を税率の異なるごとに区分した金額の合計額を計算し、税率の異なるごとに標準税率または軽減税率を乗じて算出した金額を合計して計算することも認められます。



(この章の算式の説明図の出典:軽減手引き68~69頁)

# 3. 割戻し方式と積み上げ方式の組み合わせ

売上税額の計算方法について「積上げ方式」を適用する場合には、仕入税額の計算方法は 必ず「積上げ方式」によらなければなりません。現状、売上げについて積上げ方式を適用し 仕入れについて割戻し方式を適用している事業者も、令和5年10月1日から売上げについ て積上げ方式を適用するのであれば仕入れについても積上げ方式によらなければならない ためその対応が必要です。

図表 21 売上税額と仕入税額の計算方式の組み合わせ表 (筆者作成)

売上税額	仕入税額	可否
割戻し方式	割戻し方式	0
割戻し方式	積上げ方式	0
積上げ方式	割戻し方式	X
積上げ方式	積上げ方式	0

# VI. 免税事業者対応

### 1. 仕入先が免税事業者の場合

### (1) 仕入税額控除の計算が原則課税の場合

免税事業者および課税事業者でも適格請求書発行事業者の登録をしない事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度が導入されると、段階的に控除額が少なくなります。 1,000,000円(税抜)の課税仕入れをした場合について控除額がどう変化するか見てみましょう。

図表 22 仕入税額控除の経過措置による控除額の推移(筆者作成)

時期	控除率	設例の場合の控除額
~令和5年9月30日	100%	100,000円
令和5年10月1日~令和8年9月30日(3年間)	80%	80,000円
令和8年10月1日~令和11年9月30日(3年間)	50%	50,000円
令和 11 年 10 月 1 日~	控除不可	0円

上表のように控除額が減少し、納付税額が増加するためこれにどう対応するか検討を要 します。

### (2) 仕入税額控除の計算が簡易課税の場合

当事業者が簡易課税制度を選択している場合には、仕入控除税額の計算をみなし仕入率により計算するため、(1)のように仕入控除税額が減少することはありません。したがって、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者は、簡易課税制度の選択を検討する必要があります。

### (3)値下げ交渉の目安

仕入れ先が適格請求書発行事業者の登録をしない場合において、その仕入れ先と価格交渉をする場合の値下げの目安について考えてみましょう。ここでは、経過措置の適用がある令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間について考えます。

### ① 令和5年10月1日~令和8年9月30日(3年間)

免税事業者と同じ価格で取引した場合仕入控除税額が 20%減少することになります。前 頁の例では、<math>2 万円の負担増となることからこれを回避すべく免税事業者と交渉することとなります。そこで、税込価格 1,1000,000 円 (税抜 1,000,000 円) が 1,078,000 円 (税抜 980,000 円) になったとすると、控除税額は 1,078,000 円× (10/110) ×80%=78,400 円となります。

このように考えると、いきなり10%分の値引きを目指す必要がないことがわかります。

図表 23 値下げ交渉の目安(筆者作成)

	導入前	令和 5 年 10 月 1 日~ 令和 8 年 9 月 30 日
税込支払額	1,100,000 円	1,078,000 円
控除税額	100,000 円	78,400 円
実質負担額	1,000,000 円	999,600 円

② 令和8年10月1日~令和11年9月30日(3年間)

税込価格 1,1000,000 円 (税抜 1,000,000 円) が 1,045,000 円 (税抜 950,000 円) になったとすると、控除税額は 1,045,000 円× (10/110) ×50%=47,500 円となります。

図表 24 値下げ交渉の目安 (筆者作成)

	導入前	令和8年10月1日~ 令和11年9月30日
税込支払額	1,100,000 円	1,045,000 円
控除税額	100,000 円	47,500 円
実質負担額	1,000,000 円	997,500 円

### 2. 当事業者が免税事業者の場合

上述のとおり、2%値下げすれば今まで通り取引を続けられそうですが、これは時間稼ぎに過ぎません。3年後にはさらなる値下げが待つことになります。令和8年10月1日までに、次の一手を考えておく必要があります。

そこで、インボイス発行事業者(課税事業者)となった場合の負担額について検討します。ここでは、簡易課税の適用を受けることを前提にしてみましょう。

図表 25 簡易課税の場合の納税額 (筆者作成)

	第一種事業	第二種事業	第三種事業	第四種事業	第五種事業	第六種事業
課税売上高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
消費税額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%
控除税額	90,000	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000
納付額	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000

納付額は、業種によって異なります。ご自身の業種に合わせて納付額をご覧ください。 前頁では、値下げ交渉の目安について検討しましたが、たとえば第4種事業であれば、5 万円値下げするより、インボイス発行事業者(課税事業者)となって消費税を納付(納付 額は4万円)するほうが有利となります。もちろん消費税の確定申告をしなければならな いためその手間についてもあわせて考える必要がありますが、一概にインボイス発行事業 者になることが不利になるとも限りませんから、多面的に検討する必要があります。

### 3. 登録するかしないかの判断

課税事業者は、適格請求書発行事業者の登録を受けることができますが、あえて登録しないこともできます。売上先のほとんどが消費者である事業者(例:美容院、学習塾、ゲームセンター)などが該当します。適格請求書発行事業者の登録を受けないことのメリットは、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となる課税期間について消費税の納税義務が免除されることにあります。

一方、免税事業者は、適格請求書発行事業者の登録を受けることができませんが、課税事業者選択届出書を提出して課税事業者を選択することにより、適格請求書発行事業者の登録を受けることができます。

# (1) 売上先のほとんどが消費者である課税事業者

適格請求書の保存を必要とするのは、課税事業者で仕入れに係る消費税額を原則課税で計算するものに限られます。裏を返せば、消費者に適格請求書を交付する必要はありません。 したがって、売上先がすべて消費者である事業者は、適格請求書発行事業者の登録をする必要はありません。

では、売上先に事業者もいる場合にはどう判断すればよいでしょうか。適格請求書発行事業者の登録をするデメリットは、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となる課税期間においても消費税の納税義務が免除されないことにあります。基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となることがないのであれば、適格請求書発行事業者の登録をしておけばよいのではないでしょうか。適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付する義務が課されますが、課税事業者からの求めがあった場合に交付すればよいこととされているため、現実的に交付の要求もないものと思われるためです。ただし、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となる課税期間について、適格請求書発行事業者の登録の取りやめの手続きをしないと納税義務は免除されないことに留意が必要です。顧問税理士が、適格請求書発行事業者の登録をしたことを失念またはその事実に気づかないことにより、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となる課税期間についても納税義務が免除されないことにより、税理士損害賠償事件につながるミスが発生することを危惧します。

### (2) 免税事業者

免税事業者は、適格請求書発行事業者の登録をすることができませんが、売上先がすべて 消費者である免税事業者は、適格請求書を交付する必要がないため、適格請求書発行事業者 の登録をすることができなくても問題はありません。よく検討しなければならないのは、事 業者に対して課税資産の譲渡等を行う免税事業者です。適格請求書発行事業者の登録をし ない場合とする場合に分けて考えてみましょう。

### ① 適格請求書発行事業者の登録をしない場合

適格請求書発行事業者の登録をしなければ、今まで通り消費税の納税義務は免除されます。しかし、売上先の事業者の立場から考えると、適格請求書発行事業者の登録をしていない事業者からの仕入れについては、課税仕入れに係る消費税額を控除対象とできない(経過措置については後述)ため、取引を断られる可能性や、控除されないこととなる消費税額について値引き交渉される可能性など、取引関係上不利な扱いを受ける心配があります。

### ② 適格請求書発行事業者の登録をする場合

適格請求書発行事業者の登録をする場合には、免税事業者は課税事業者を選択する必要があり、消費税について申告、納付しなければならないこととなります。消費税の申告については、事務手続きが煩雑となるうえ納付もしなければならなくなるため、①の登録しない場合のデメリットと比較検討する必要があります。

なお、煩雑な事務手続きへの対処方法としては、簡易課税を選択することにより軽減することができます。原則課税ですと、適格請求書等の保存が必要となりますし、課税仕入れ等について税率ごとに区分する必要がありますから、あわせて簡易課税を選択することも検討すべきでしょう。

図表 26 適格請求書発行事業者の登録する、しない比較表

適格請求書発行事業者の登録	登録しない	登録する
適格請求書	交付することができない	交付することができる
取引縮小の危険性	あり	なし
消費税の申告	不要	必要
消費税の納付	不要	必要

# Ⅷ. まとめ

最後に、令和5年101日から変わることと変わらないことについて図表27にまとめました。

図表 27 令和5年10月1日から変わること、変わらないこと (筆者作成)

取引	事業者の区分	令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から
売上げ	適格請求書発行登録事業者	区分記載請求書の発行	インボイスの発行義務
	適格請求書非登録事業者	区分記載請求書の発行	区分記載請求書の発行
	免税事業者	区分記載請求書の発行	区分記載請求書の発行
仕入れ	原則課税	区分記載請求書の保存	インボイスの保存
	簡易課税	保存義務なし	保存義務なし
	免税事業者	保存義務なし	保存義務なし

- 令和 5 年 10 月 1 日からインボイス発行事業者となるためには、課税事業者も法人も原則として<u>令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請が必要</u>です。
- どの書類をインボイスとして発行するか。 だれにインボイスを交付するか。求めに応じ交付する?すべてに交付する? 誤解➡すべての請求書をインボイスにしないといけない。
- インボイスのない課税仕入れについては、80%控除となる。→区分経理が必要となる。

# 図表 28 事業者の種類別留意事項一覧表 (筆者作成)

納税義務の有無	適格請求書 発行登録	仕入税額控除	発行側留意事項	受領側留意事項
장의 ቱ 싸 쏘		原則課税	0	0
细论中类	登録事業者	簡易課税	0	×
課税事業者	非登録事業者	原則課税	×	0
	,	簡易課税	×	×
	免税事業者		×	×

# おわりに

### 1. 消費税の納税義務と適格請求書発行事業者の登録

従来は、一部例外を除き個人事業開業または法人設立後 2 年間は免税事業者となり、課税事業者となるのは3年目からでした。適格請求書等保存方式が開始されると、適格請求書を交付する必要がある事業者については、課税事業者を選択したうえで適格請求書発行事業者の登録を受けなければならないため、従来のような2年間の消費税の免税メリットは、失われます。また、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となっても、適格請求書発行事業者は、消費税の納税義務は免除されません。

基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である小規模な事業者の納税事務負担を 考慮して設けられている小規模事業者に対する納税義務の免除の規定が適用されなくなる ことに疑問を感じます。

### 2. 事務的な煩雑さへの対応

適格請求書、適格簡易請求書の交付については、業務として定着していくように思います。 仕入税額控除の適用要件とされる適格請求書の保存のほうが事務的に煩雑だと思われます。 法定記載事項を満たさない場合の対応、登録番号の確認、適格請求書のない課税仕入れ (80%控除、50%控除)の区分など、従来にない事務が増えます。これらに対しては、電磁 的記録の提供、電磁的記録の保存の仕組みを利用することを検討しなければならないと思 われます。

講師略歴 2022.08.22 現在

加藤 久也 KATO hisaya

1991年富山大学理学部卒。1991年~1995年株式会社日立製作所に勤務。1998年税理士試験合格。2000年税理士登録。2002年愛知県春日井市に加藤久也税理士事務所開業。税理士業の他、1998年~2019年名古屋大原学園、2016年~名城大学、2019年~愛知淑徳大学にて非常勤講師を務めている。2017年東海税理士会税務研究所研究員、2021年同研究所副所長に就任し、現在に至る。日本税法学会所属。

本資料は、研修を受講していただく際に理解の助けとなるように作成されています。他 へ配布されると誤解を生ずることがありますので、コピーを配布することを禁止してい ます。